

第三者評価結果

事業所名：大和市立草柳保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童権利宣言、児童福祉法等の趣旨をふまえ、保育所保育指針に基づいて作成しています。保育理念、基本方針、保育目標を明文化し、社会的責任として、子どもの人権や子ども一人ひとりを尊重することを掲げています。子どもの発達過程を捉え、子どもの家庭の状況や地域性についても考慮して作成しています。また、保育、教育の内容だけでなく、地域子育て支援や小学校との連携等も明文化しています。また、園での話し合いや意見収集の過程で全職員が作成に関わり、副園長が最終的な取りまとめを行い作成しています。年度末には各クラスの計画と共に全体的な計画も見直しています。現在の保育所保育指針に沿って、来年度から新しい保育理念、基本方針、保育目標について取り組む予定です。それに伴い、全体的な計画も見直し、評価を経て修正を行っていきます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>各保育室にはエアコン、空気清浄加湿器等を設置し、温湿度計を用い管理を行っています。園舎が南向きなので、日差しが強すぎる時はカーテンやよしず、へちま等のグリーンカーテンで調節しています。近くに厚木基地はあるものの、静かで、音環境は良好です。保育士と用務員が、担当箇所の清掃、消毒、整理整頓等を行います。家具やおもちゃは発達にあった物を、子どもの動線を考慮し配置しています。保育室には各コーナーを設け、楽しく遊んだりゆったりと過ごしたりできるようにしています。食事と睡眠の場を分けています。午睡はコットを使用し、シートカバーは週末保護者が持ち帰り洗濯します。コットは随時アルコール消毒と天日干しを行っています。トイレは明るく衛生的です。手洗い場は自動水栓やレバー式で、ペーパータオルで手を拭きます。建物が老朽化しておりますが、窓ガラスは磨きこまれ透明感があり、清掃が行き届いています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保護者との個人面談や送迎時のやりとり、園での子どもの様子の観察などから、一人ひとりの発達や家庭環境、個性等を把握し、子どもを尊重した保育を行っています。子どもに関する情報は、会議などを通して全職員で共有し、その子どもにあった対応ができるようにしています。子どもの仕草や表情から思いを汲み取り応答的に優しく対応したり、時には子どもの気持ちを代弁し、子どもが安心して気持ちを表現できるようにしています。年齢や活動、発達の個人差等を考慮し、分かりやすい言葉を選んで話しています。また、子どもの生理的欲求に対しても適切な対応が行えるよう、子どもの様子をよく観察するように努めています。子どもが困ったりした時は、1対1で話を聞き、気持ちを表現できるように配慮しています。毎日の保育において、せかす言葉や制止する言葉ではなく、気持ちを汲み取りながら肯定的な言葉かけを意識して行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣の習得については、子どもの発達に合わせ、子どもの意思を尊重しながら自分でやろうとする気持ちが育つように援助し、保育士と一緒にやってみようとする経験を大切にしています。登園時の保護者からの聞き取りで、必要に応じて保育内容を変更したり、一人ひとりに合わせて活動と休息がバランス良く取れるように配慮しています。大和市ほいく課の管理栄養士が月1回来園し、幼児クラスを対象に食事や健康に関する内容の食育集会を行い、子どもが健康に関心が持てるよう働きかけています。また、その内容をまとめた「シェアカード」を各家庭に配布し、家庭と共有しています。保健や健康に関するポスターを子どもや保護者が見やすい位置に掲示し、啓発に努めています。発達や成長に応じた紙芝居や絵本等を通じて健康や衛生について知らせ、基本的な生活習慣の大切さを伝えています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 各クラスに発達に合わせたおもちゃを用意しています。おもちゃを収納する棚には写真を貼ってわかりやすく表示し、子どもが自ら自由を選んだり片付けたりできるように工夫しています。また、子どもたち発案のやまとげんきっこアートフェスティバルへの作品作りなど、子どもたちの発想や、自主性、自発性を大切にしながら、友達同士で共同して活動できるように援助しています。広い園庭があり、砂場や遊具で遊んだり、草花を植えて植物に触れたり昆虫探しをしたり、幼児クラスでは野菜の栽培もしています。近隣に公園も多く、気候の良い日は散歩に行きます。散歩では交通ルールを学んだり、地域の方々に挨拶したり、子ども達の好きなゴミ収集車の作業や消防署を見学したりしています。また、近隣の保育園や図書館の方が読み聞かせをするおはなし会、中高生の保育体験等様々な人と関わる機会があります。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児保育室は畳、床に分かれており、遊びと生活のスペースを分けています。タンス等の角に保護材を貼る等して子どもが自由かつ安全に探索活動や生活ができるようにしています。保育室は扉で仕切ることができ、一人ひとりのペースで午前寝ができるようにしたり、発達や活動に応じて広いスペースで活動できるようにしています。主に担任が関わり、家庭的な雰囲気の中で子どもの欲求をしっかり受け止め、子どもが安心して過ごせるようにしています。子どもの表情や仕草、喃語等から思いを汲み取り、応答的な関わりをしています。0歳児保育室のテーブルや椅子は子どもの発達に合った物を使用し、おもちゃや絵本は成長に合わせて入れ替えています。家庭とは、送迎時の会話や連絡帳、個人面談を通して、連絡を密にし、子どもの成長を共有し、保護者の悩みや相談にも応じています。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重し、見守りながら必要に応じた援助をしています。おもちゃは自分で選んで取り出し主体的に遊べるようにしたり、下駄箱に個人のマークを付け子どもの手が届く高さにする等、自分でしてみようと思える環境を整え、できたときには十分に褒め、自信や意欲につなげています。いろいろな遊びのコーナーを作り、好きな遊びを選んでじっくり楽しめるようにしています。また、各クラスを往来する自由遊びを行うなど、発達に合わせて探索活動が十分にできるようにしています。保育士は子ども同士の関わりのお手伝いをし、お互いの思いを代弁したり、状況に応じた言葉を伝えたり、相手の思いに気付くよう援助しています。園庭での遊びの中で日常的に異年齢交流を行っています。散歩先では地域の方々と挨拶を交わしたりします。保護者とは連絡帳や送迎時のやり取り、個人面談等で情報共有し、連携しています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3才児クラスでは、コーナー等を利用し集中して活動できる環境を整え、また友達と一緒に遊ぶ楽しさも味わえるよう適切な援助をしています。発達段階に合わせた運動遊び等様々な活動も行い、子どもの興味、関心や経験の幅が広がるようにしています。4歳児クラスでは、興味のある遊びを友達と一緒に楽しめる環境を整えています。保育士は子どもの活動を見守り仲立ちをしながら、遊びが展開するよう援助し集団で活動する楽しさや充実感を味わえるようにしています。5歳児クラスでは、子ども一人ひとりが主体的に活動できるよう保育環境を整えています。子どもたちはミーティング等で自分の思いを表現し、友達の意見を聞いて、自発的、意欲的に活動しています。子どもの様子は、連絡帳や写真を入れた保育ドキュメンテーションの掲示、クラスだより等で保護者に伝えています。園のホームページの配信や、近隣の自治会には園だよりを回覧しています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a

<コメント>

玄関にはスロープ、園庭出入口には可動式のスロープ、車椅子でも利用できるトイレがあります。各クラスでは障害のある子どもが安心して過ごせるよう個別のスペースを作り好きな活動を常時準備し、また「多目的室」を設け、子どもが静かな場所で落ち着きたい時に利用できるようにしています。また医療棚を設置し重篤な医療的ケア児の受入れも可能です。関係機関や保護者と連携し、担任間で子どもの発達や課題を共有して個別支援計画を作成しています。支援を必要とする子どもには加配保育士を配置し、子どもが安心して自己を発揮できるよう、特性に合わせた支援を行っています。保護者とは面談を実施して子どもの育ちや課題を共有し、意向は個別支援計画に反映しています。職員は、研修や勉強会に参加し知識や情報を得ています。子ども達が自然に関わり互いに育ちあう姿について、園だよりやクラスだより、クラス掲示等で保護者に伝えています。

【A10】 A-1-(2)-⑨
それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

在園時間の長い子どもが無理なく過ごせるよう環境を整えています。朝の受入れ時に、保護者から健康状態、睡眠時間や食欲等家庭での様子を把握しています。乳児クラスでは体調等に応じた活動を行い、少人数で気持ちよくゆったりと過ごせるように配慮しています。必要があれば睡眠時間や食事量の調整をして安定して過ごせるようにしています。朝夕の保育や延長保育は異年齢で過ごしますが、乳児と幼児は部屋を分け、年齢に合わせた保育を行っています。異年齢保育では年齢差を考慮したおもちゃを用意し、保育士が、遊びの仲立ちをしながら見守っています。18時以降は、夕食に差し障りのない内容の補食を提供しています。0歳児クラスでは必要に応じて夕方の保育に引き継ぐ前に授乳を行っています。クラス毎の連絡ノートに、保護者からの連絡事項や子どもの様子、保育園からの連絡事項を記載し、引き継ぎを行っています。

【A11】 A-1-(2)-⑩
小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

<コメント>

全体的な計画に小学校との連携を明記し、5歳児クラスの年間指導計画、月間指導計画の中に就学に関する事項を載せて保育の中で実践しています。コロナ禍で小学校との交流会が無くなりましたが、散歩で小学校を見に行ったり、保育の中で話し合ったりして、子ども達が就学への期待や見通しが持てるようにしています。保護者には、個人面談やクラス懇談会にて、就学に向けた生活習慣の見直しや情報を提供し、安心して就学を迎えられるように援助しています。「幼保小連携連絡会」に5才児担任が出席し、近隣の小学校教諭と現状について話し合う等情報交換を行っています。小学校の様子についても保育園に持ち帰り担任間で情報共有しています。支援が必要な子どもについては就学先の小学校と連携を図り、保育園での様子や支援方法、保護者支援の内容等について丁寧に引継ぎを行っています。園長の責任のもと、5歳児担任が保育所児童保育要録を作成しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

【A12】 A-1-(3)-①
子どもの健康管理を適切に行っている。

a

<コメント>

園のマニュアル「保育中の健康管理」に従い、健康管理や病気や安全に配慮して保育を行っています。登園時の確認と、連絡帳や健康チェックカードで、健康状態を把握しています。保育中のけがや体調不良は、保護者に速やかに伝え、マニュアルに沿って対応し、保育日誌や児童票、クラス連絡ノートに記載し職員間で情報共有し、翌日も確認しています。「保健だより」を定期的に発行し、保護者に健康に関する情報提供をしています。保健計画を作成し、子どもの健康に関する方針や取組について、入園説明会において保護者に周知しています。既往症や予防接種の接種状況などは、定期的に保護者から情報を得ています。SIDSについて職員に周知し、睡眠時に各年齢に応じた間隔でプレスチェックを実施しています。また年に一度、看護師と連携し「SIDS対応」の訓練を実施しています。保護者には入園説明会や年度当初の懇談会等で周知しています。

【A13】 A-1-(3)-②
健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

<コメント>

健康診断、歯科健診は、年2回、尿検査は3歳児以上に年1回、身体測定は毎月実施しています。健康診断、歯科健診の結果は、「保育園児健康診断票」、「保育園児の歯科健診票」に記載し、医師の所見がある子どもについては、クラス担任間で共有し、次年度に申し送りしています。検査で所見があった子どもの保護者に対しては、結果通知書を基に説明をし、家庭と連携し健康管理に努めています。年2回、大和市ほいく課管理栄養士が2~5歳児対象に肥満度調査を実施しています。肥満傾向にある子どもに対しては、ほいく課管理栄養士が作成した冊子を保護者に手渡し、保護者と連携し食生活や生活習慣を改善するようにしています。健診の結果については、保健計画も踏まえて月案に反映しています。健康の大切さや健康管理の仕方など、各年齢に応じて紙芝居などを使用し、子ども達に分かりやすく伝えています。

<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> 食物アレルギーのある子どもに対しては完全除去を基本とし、「食物アレルギー対応マニュアルⅡ」に基づき対応しています。専用のトレイ、食器で、食札を付けて提供し、受け渡す職員が配膳前にアレルギー児専用の献立表で提供内容の確認を行い、チェック表に、受け渡しや対応した職員名を記載しています。アレルギー対応児は、入園時に医師による生活管理表を提出し、面談にて確認します。面談は入園後も定期的に行い、除去食は献立表で保護者の確認をとっています。職員は年1回実施するアレルギー児の誤食を想定した訓練や研修を受け、知識や技術を習得しています。子どもには年齢や発達に応じてアレルギー疾患や慢性疾患についてわかりやすく知らせたり、保護者に対しては懇談会等で周知し、食べ物の持ち込をしないよう依頼しています。慢性疾患児については、こまめに保護者と面談を行い、医師や家庭と連携して保育にあたっています。</p>	

<p>A-1-(4) 食事</p> <p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 食育については、全体的な計画に位置づけ、年齢ごとの食育計画を策定し、計画的な取組をしています。子ども達の発達に合わせたテーブルや椅子を用い、食器も安全性の高いものを使用しています。3歳未満児クラスは、同じテーブルで保育士が食べる姿を見せたり、生活や遊びの中で食べ物に触れる機会を作り、食への興味関心を育てています。園では野菜の栽培活動をしたり、野菜の皮むきやクッキングを取り入れています。野菜を身近に感じ、苦手な野菜も食べようとする意欲に繋がっています。食事量は、子どもの発達、好み、その日の健康状態等を配慮して提供しています。毎月1回大和市ほいく課管理栄養士が来園し、4~5才児を対象に『わくわくたべもの集会』を行っています。テーマを決め、紙芝居やエプロンシアターなどで、食に関する知識を深めています。内容はシェアカードにして保護者にも配布し、家庭でも取り組めるようにしています。</p>	

<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント> 大和市ほいく課管理栄養士が作成した献立を基に、保育士と調理員が園内の給食検討会議で話し合い、調理員が発達状況に応じて調理を行っています。給食の献立はほいく課管理栄養士が立案後、市内の公立4園の職員全員で目を通し、公立4園とほいく課管理栄養士で開催する給食会議で意見を持ち寄り検討し、メニュー改善に反映しています。検食や残食調査を実施しています。結果は記録し、それに基づき味付けや調理方法等を検討し、次回に反映しています。献立には、旬や季節感のある食材を用い、文化や行事にちなんだメニューを多数取り入れています。子ども達は食を通じて季節や日本の文化に触れています。ほいく課管理栄養士や調理員は、定期的に給食やおやつ時に喫食状況や子どもの様子を見て回り、メニューや調理方法の改善につなげています。衛生管理マニュアルに基づき、衛生管理を適切に行っています。</p>	

A-2 子育て支援

<p>A-2-(1) 家庭と緊密な連携</p> <p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 3歳未満児クラスは連絡帳を使用し、保護者との日々の情報交換をしています。幼児クラスは写真を使った保育ドキュメンテーションを作成し掲示して、保護者に日々の子どもの様子を具体的にわかりやすく知らせるよう努めています。また送迎時には保護者に子どもの様子や成長している姿について伝え、保育内容やねらいが伝わるようにしています。入園説明会や年度初めの各クラス懇談会にて保育園の保育理念、基本方針、保育目標、クラスの年間目標等についてわかりやすく保護者に説明しています。年度末に行うクラス懇談会では、1年間の子どもの姿を映像として披露し、子ども達の成長、発達を保護者が実感できるようにしています。個人面談を行い、保護者と子どもの様子や成長を共有するとともに悩みや相談に応じています。個人面談の内容は面談シートに記録し児童票に保管しています。保育参加は随時実施し、集団生活の様子が伝わるように努めています。</p>	

<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p> <p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
--	---

<コメント>

送迎の際には、保育士は積極的に保護者に声をかけ、信頼関係の構築に努めています。3歳未満児クラスは連絡帳を通じて、幼児クラスは廊下の掲示で毎日の活動内容を知らせています。家庭の状況によっては電話連絡をこまめに行うなどしています。個人面談を実施し、園生活の様子を伝え、保護者の就労状況や要望を把握し、悩みや相談に応じています。個人面談の日程は、保護者の都合に合わせて柔軟に対応しています。また保護者からの要望があれば随時個人面談も実施しています。個人面談時は面談シートを活用し、面談内容を記載し児童票に保管しています。記録した内容は園長、副園長、担任、関係する職員間で情報共有しています。必要に応じて専門・関係機関と連携し、保護者に対応しています。面談の際はパーティションを使用する等、保護者のプライバシーに配慮しています。保育士は保護者支援やカウンセリング研修等を受講し、個人面談等に活かしています。

【A19】 A-2-(2)-②

家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

<コメント>

大和市立保育園運営要領に「虐待防止のための措置」の項目を設け職員に周知しています。登園時、子どもの表情や身体的な様子を丁寧に視診して、普段と変わった様子がないか把握しています。保護者とコミュニケーションを図り、各家庭の様子について把握できるようにしています。体の傷や気になる様子がある等虐待が疑われる場合は、保護者に確認すると共に、園長、副園長に直ちに報告し、情報共有しています。また、必要に応じて写真を取って記録に残し、虐待の通告・相談システムに沿って関係機関に知らせる等、早急な対応ができる体制を整えています。要保護、要支援児童については、特に注意して見守っています。市の担当課や地域の児童相談所とも連携を図り、何かあった時に迅速に対応できるようにしています。虐待に関する園内研修を行い、虐待を見逃さず、必要時に対応できるようにしています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

第三者評価結果

【A20】 A-3-(1)-①

保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

<コメント>

保育日誌、月間指導計画、週案、個人指導計画に評価欄を設け記載し、クラス会議で日々保育の振り返りを行っています。保育士は子どもの発達過程や意欲、興味などを観察して指導計画を立て、職員の関わりが適切であったかなどを確認し、振り返りを行います。クラス会議では、振り返りを踏まえ子どもの姿や保育内容を書き出して、子どもの活動や育ちを見つめ直し、それを基に次月以降の保育内容を検討し、より良い保育実践に繋げています。保育士の自己評価は、前期・後期の年2回実施しています。保育士個人、クラス、各プロジェクトチームで行った評価は、職員会議等で意見交換や情報共有を行い、保育士個人の学びだけでなく、職員全体の学びとして活かして意識の向上に繋げるようにしています。